

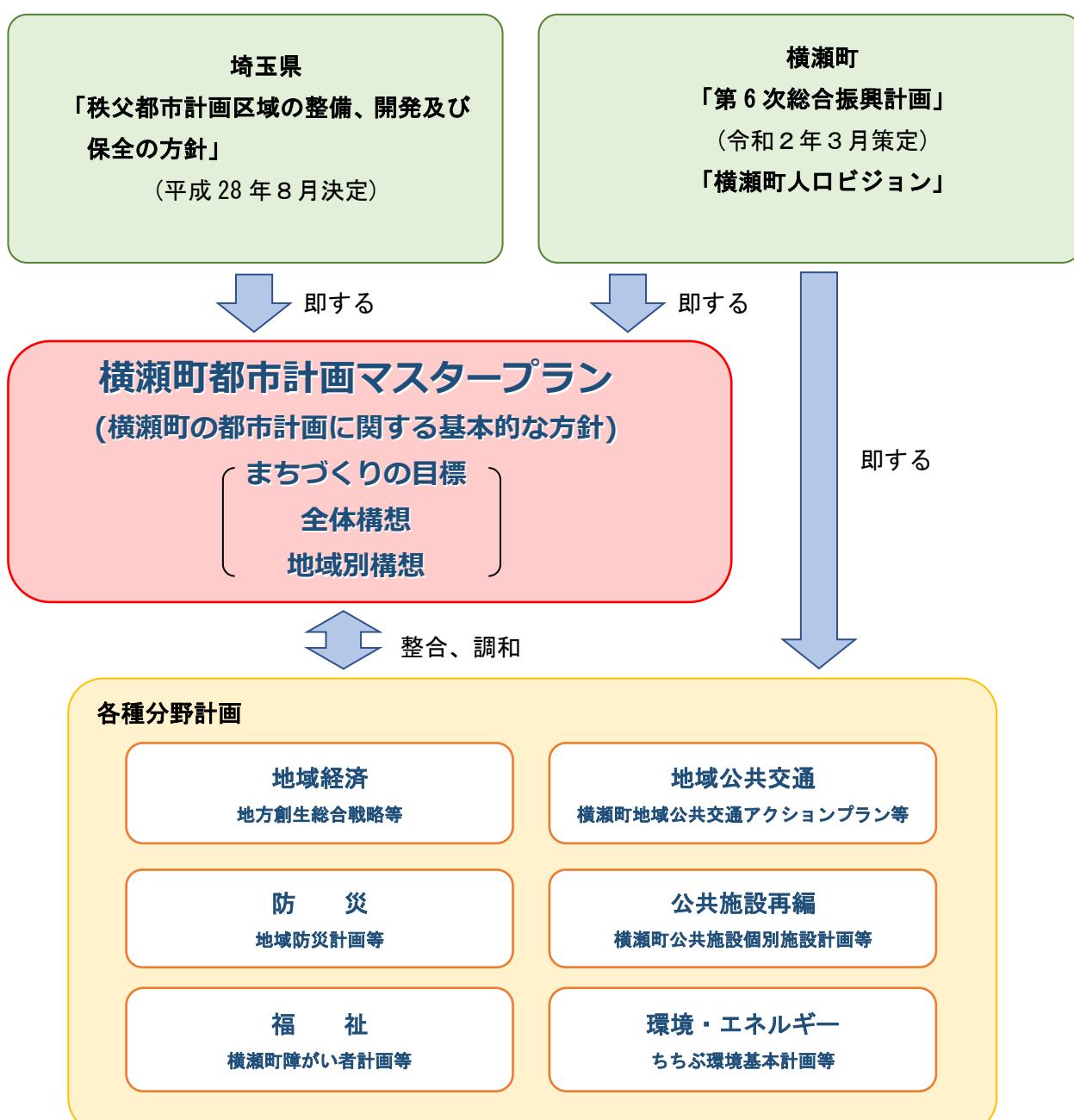
1 都市計画マスターplanの位置づけ

1. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づき、土地利用や道路、公園・緑地等の整備、自然環境の保全、安全性の向上など、望ましい将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示す計画であり、本町の地域特性や町民のまちづくりに関する意向を踏まえながら、都市計画の総合的な目標を示す計画です。

横瀬町都市計画マスタープラン(以下「本計画」と称します)は、都市計画法の趣旨に基づき埼玉県が定める「秩父都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「第6次横瀬町総合振興計画」等の上位計画に即して定めます。また、本町における各種関連計画との整合、調和を図ることはもとより、町民意向を十分に反映したものとします。

図 上位関連計画との関連性



2. 本計画の目標年次

本計画は、概ね 20 年後のまちの姿を展望して検討を行うため、目標年次を 2040 年度(令和 22 年度)とします。

なお、総合振興計画等の上位計画や計画内容に影響する社会経済情勢の変化に対応しながら、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

**計画期間：令和 3 年度～令和 22 年度
(2021 年～2040 年度)**

3. 本計画の対象区域

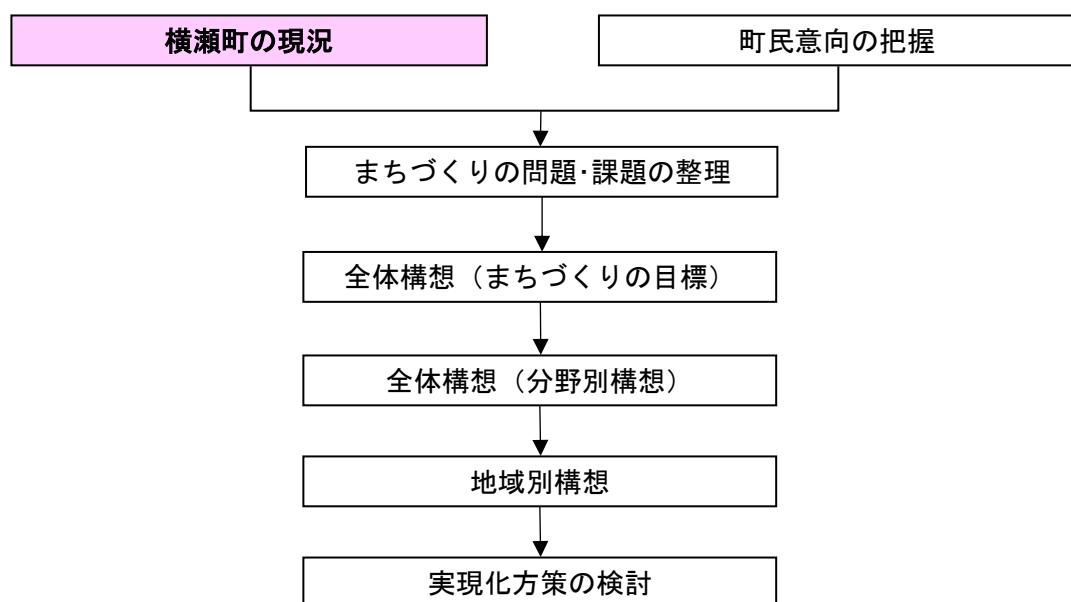
本計画の対象区域は、本町行政区画 4,936ha のうち、都市計画区域の 789ha とします。

図 本計画の対象区域



2

横瀬町の現況



1. 位置、地形

(1) 広域的位置と都市計画上の位置づけ

1) 広域的位置

本町は、埼玉県西部、都心から 70km 圏の位置にありながら、周囲を丘陵山地に囲まれた豊かな自然環境を有するまちです。町域は、東西 8.2 km、南北 9 km で東から南側にかけては、比企郡ときがわ町と飯能市に、西から北側は秩父市に隣接しています。

秩父地域は、地勢、歴史、文化等で結びつきが強く、本町、秩父市、皆野町、長瀬町、小鹿野町の 1 市 4 町でちちぶ定住自立圏を構成し、行政事務を共同で行っています。

広域交通として、国道 299 号と西武鉄道西武秩父線が東西に通り、本町が埼玉県南西部や首都圏から秩父地域への東の玄関口となっています。

本町都市計画区域は、本町行政区域の北西部に広がる 789ha で、町域 4,936ha の約 16%に当たります。

2) 都市計画上の位置づけ

本町都市計画区域は、「秩父都市計画区域」（横瀬町、秩父市、皆野町の一部、総都市計画区域面積 7,782ha）に属しています。

「秩父都市計画区域」は、昭和24年(1949年)に秩父市の一部を都市計画区域に指定し、その後、昭和56年(1981年)に本町の一部、昭和61年(1986年)に皆野町の一部が都市計画区域に加わり、現在の都市計画区域となっています。

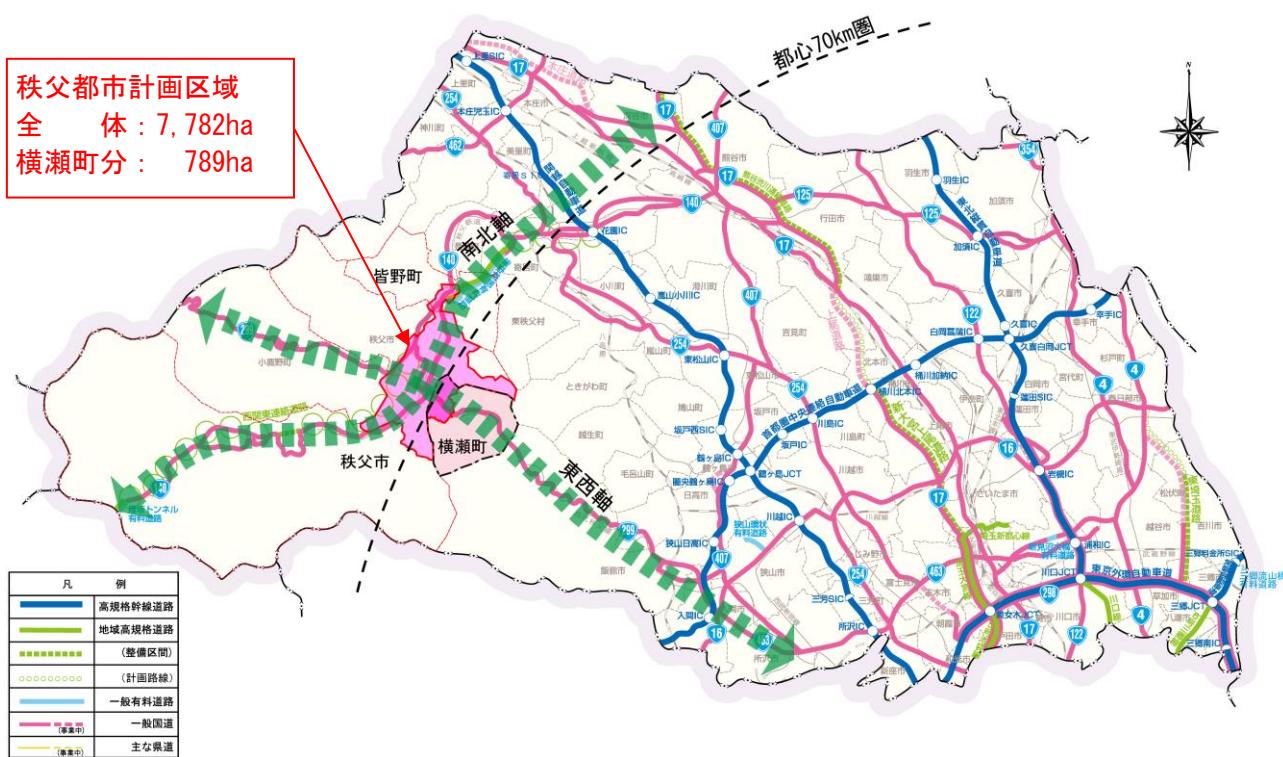
秩父都市計画区域は、東西軸では国道 299 号、西武鉄道を介し、飯能市、入間市、所沢市とつながり、東京都心から 70km 圏内という位置関係から東京都心とも広域的な都市軸でつながっています。

また、南北軸では、国道 140 号、西関東連絡道路、秩父鉄道を介して、県北部地域、山梨県とつながっています。

秩父都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域の区域区分(線引き)を定めない非線引き都市計画区域として都市計画の運用を行ってきました。

「秩父都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、周囲が山々に囲まれ、都心からの位置も考慮すると、開発圧力を受けにくいくこと、区域区分を定めていない現状においても無秩序な市街地が形成されていないこと、人口の動態や産業の業況は概ね減少傾向であることなどを踏まえ、今後、宅地や工業地などの開発によって市街地が急激に拡大するとは予測できること、自然公園地域の普通地域、森林地域の保安林、地域森林計画対象民有林等に指定されていること、平地に広がる農地の多くは農業振興地域に指定され、これらの自然や農地は保全され、地域を急変させる都市的な開発は抑制されていることから、本区域については、非線引き都市計画区域として、適正な土地利用を誘導していくこととしています。

図 秩父都市計画区域位置図



(2) 地 形

本町の南には、町のシンボルでもある武甲山があり、南東に武川岳、二子山、正丸峰、丸山など海拔900m前後の奥武藏高原が広がっています。西南から北方は秩父市との境に低い丘陵が連なり、四方を山岳丘陵に囲まれた地形となっています。

正丸峰に源を発する横瀬川が武甲山麓より発した生川やその他小河川と合流し、町の中央を蛇行して秩父市方面に流れ、荒川へ注いでいます。この流れに沿って山地部に芦ヶ久保地区があり、横瀬地区にわずかに平坦地が開けており、総面積の80%以上が山林となっています。

図 地形図



資料：国土地理院

2. 人口、産業

(1) 人口、世帯数

1) 総人口、総世帯数

本町全域の人口、世帯数は、平成 27 年(2015 年)国勢調査によると 8,519 人、3,060 世帯で、1 世帯人員は 2.8 人となっています。

人口推移は、平成 7 年(1995 年)まで増加を続けて 10,194 人に達しましたが、以後は減少に転じています。

人口構成を 3 階層別人口でみると、平成 27 年(2015 年)では、年少人口(0~14 歳)が 12.1%、生産年齢人口(15~64 歳)が 57.4%、老人人口(65 歳以上)が 30.5% であり、昭和 45 年(1970 年)と比較して、年少人口が半分以下に減少し、老人人口が 4 倍以上に増え、急速に少子高齢化が進んでいます。

世帯数は、平成 17 年(2005 年)まで増加を続けて 3,128 世帯に達しましたが、以降は減少に転じています。

全国的に人口減少期に突入したことから、本町においても、この傾向は今後も続くものと予想されます。

表 人口、世帯数の推移

		1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
人口(人)	0~14歳	2,338	2,392	2,361	2,305	2,078	1,921	1,649	1,483	1,230	1,031
	15~64歳	5,126	5,808	6,302	6,700	6,790	6,671	6,265	5,995	5,433	4,886
	65歳以上	626	717	848	984	1,205	1,602	1,868	2,206	2,376	2,602
	総人口	8,090	8,917	9,511	10,073	10,194	10,073	10,194	9,782	9,684	8,519
年齢階層別	0~14歳	28.9%	26.8%	24.8%	23.1%	20.6%	18.8%	16.9%	15.3%	13.6%	12.1%
	15~64歳	63.4%	65.2%	66.3%	67.0%	67.4%	65.5%	64.0%	61.9%	60.1%	57.4%
	65歳以上	7.7%	8.0%	8.9%	9.9%	12.0%	15.7%	19.1%	22.8%	26.3%	30.5%
世帯数(世帯)		1779	2167	2485	2767	2905	3069	3039	3128	3078	3060
1世帯人員(人)		4.5	4.1	3.8	3.6	3.5	3.3	3.2	3.1	2.9	2.8

資料：国勢調査

図 人口推移

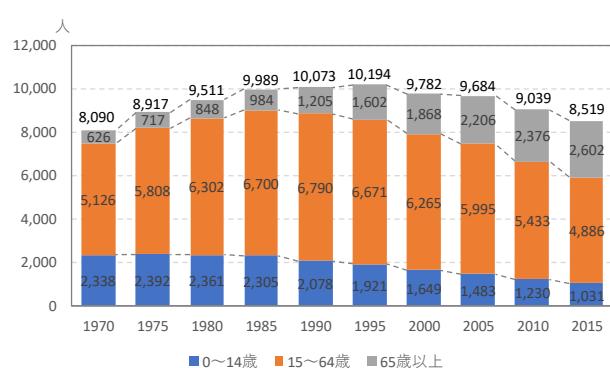
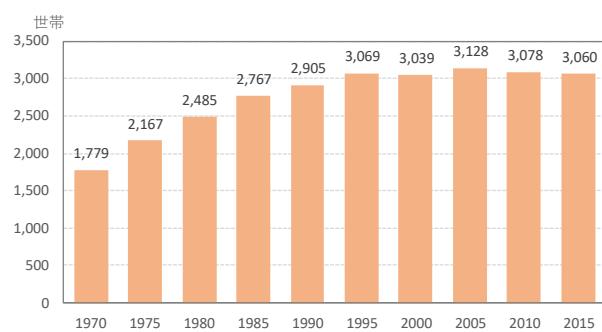


図 世帯数推移



2) 区域別人口、世帯数

平成 22~27 年(2010~2015 年)の区域別人口推移をみると、各区域とも減少しており、町全体で 520 人 (5.8%) の減少となっています。都市計画区域では、用途地域は微減であるものの、用途地域外で 420 人 (5.9%) の減少となっています。

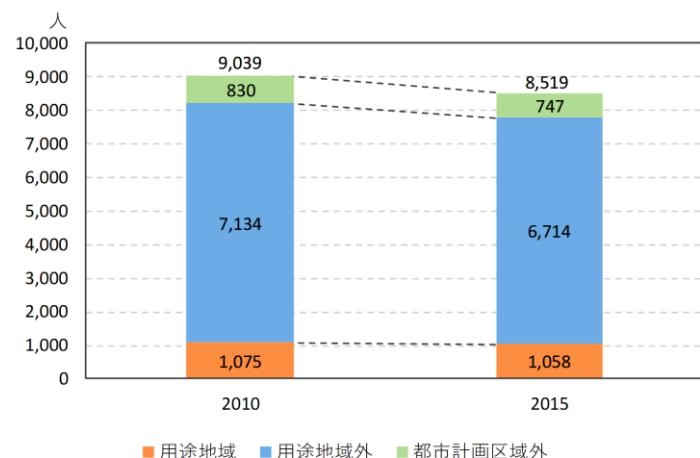
世帯数推移をみると、人口減少数に比べると町全体で 4 世帯 (0.1%) 減少とほぼ横ばいであり、用途地域においては、13 世帯 (3.3%) の増加となっており、核家族化、少子化による 1 世帯当たりの人数は減少しているものの、用途地域では戸建住宅などの新築により、世帯の流入があることが分かります。

表 都市計画区域、用途地域人口の推移

	面 積 (ha)	2010 年			2015 年			人 口 増加率 (%)	世帯数 増加率 (%)
		人 口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/ha)	人 口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/ha)		
用途地域	63.0	1,075	400	17.1	1,058	413	16.8	▲1.6	3.3
用途地域外	726.0	7,134	2,372	9.8	6,714	2,370	9.2	▲5.9	▲0.1
都市計画区域	789.0	8,209	2,772	10.4	7,772	2,783	9.9	▲5.3	0.4
都市計画区域外	4,147.0	830	306	0.2	747	291	0.2	▲10.0	▲4.9
行政区域	4,936.0	9,039	3,078	1.8	8,519	3,074	1.7	▲5.8	▲0.1

資料：都市計画基礎調査

図 区域別人口推移



3) 人口動態

人口増減の内訳となる人口動態(出生、死亡、転入、転出)は、平成22年～令和2年(2010～2020年)の10年間で継続的に減少が続いている。

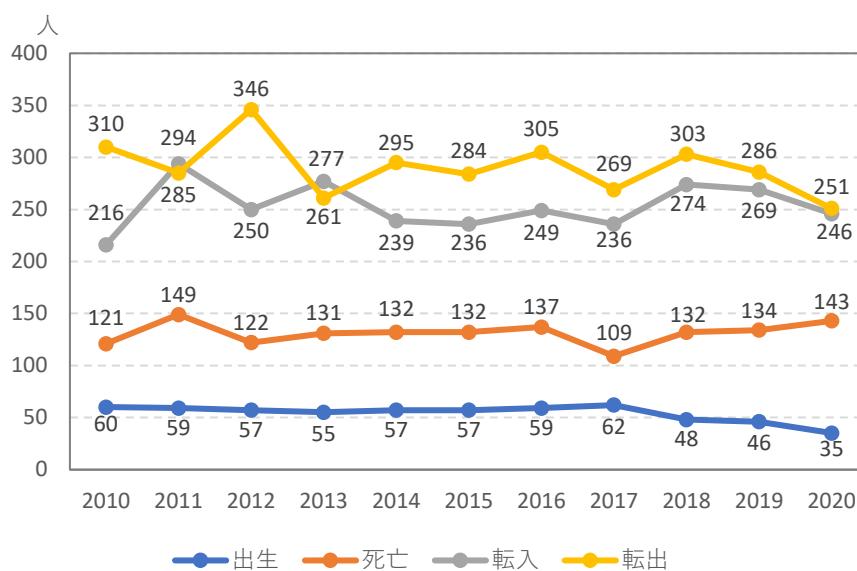
自然増減(出生、死亡)については、少子化と長寿命化の影響により、年度により増減数に差があるものの、長期的な減少が続いている。

社会増減(転入、転出)についても、年度によって社会増の年度もありますが、継続的な減少となっています。

表 人口動態

	自然増減			社会増減			増減 (a+b)
	出生	死亡	増減(a)	転入	転出	増減(b)	
2010年	60	121	▲ 61	216	310	▲ 94	▲ 155
2011年	59	149	▲ 90	294	285	9	▲ 81
2012年	57	122	▲ 65	250	346	▲ 96	▲ 161
2013年	55	131	▲ 76	277	261	16	▲ 60
2014年	57	132	▲ 75	239	295	▲ 56	▲ 131
2015年	57	132	▲ 82	236	284	▲ 48	▲ 130
2016年	59	137	▲ 78	249	305	▲ 56	▲ 134
2017年	62	109	▲ 47	236	269	▲ 33	▲ 80
2018年	48	132	▲ 84	274	303	▲ 29	▲ 113
2019年	46	134	▲ 88	269	286	▲ 17	▲ 105
2020年	35	143	▲ 108	246	251	▲ 5	▲ 113

図 人口動態



4) 人口流動

就業者、通学者の状況は、町内の総就業者、通学者 4,440 人のうち、町内で従業・通学する人は 1,745 人（39%）で、町外で従業・通学する人は 2,658 人（59%）となっています。

町外への従業・通学者 2,658 人のうち、秩父市への従業・通学者は 1,415 人（53%）であり、秩父市との生活圏のつながりの強さを示しています。その他は秩父郡内が 311 人（12%）、県内その他が 707 人（27%）で、全流出の 9 割以上が県内での就業・通学となっています。

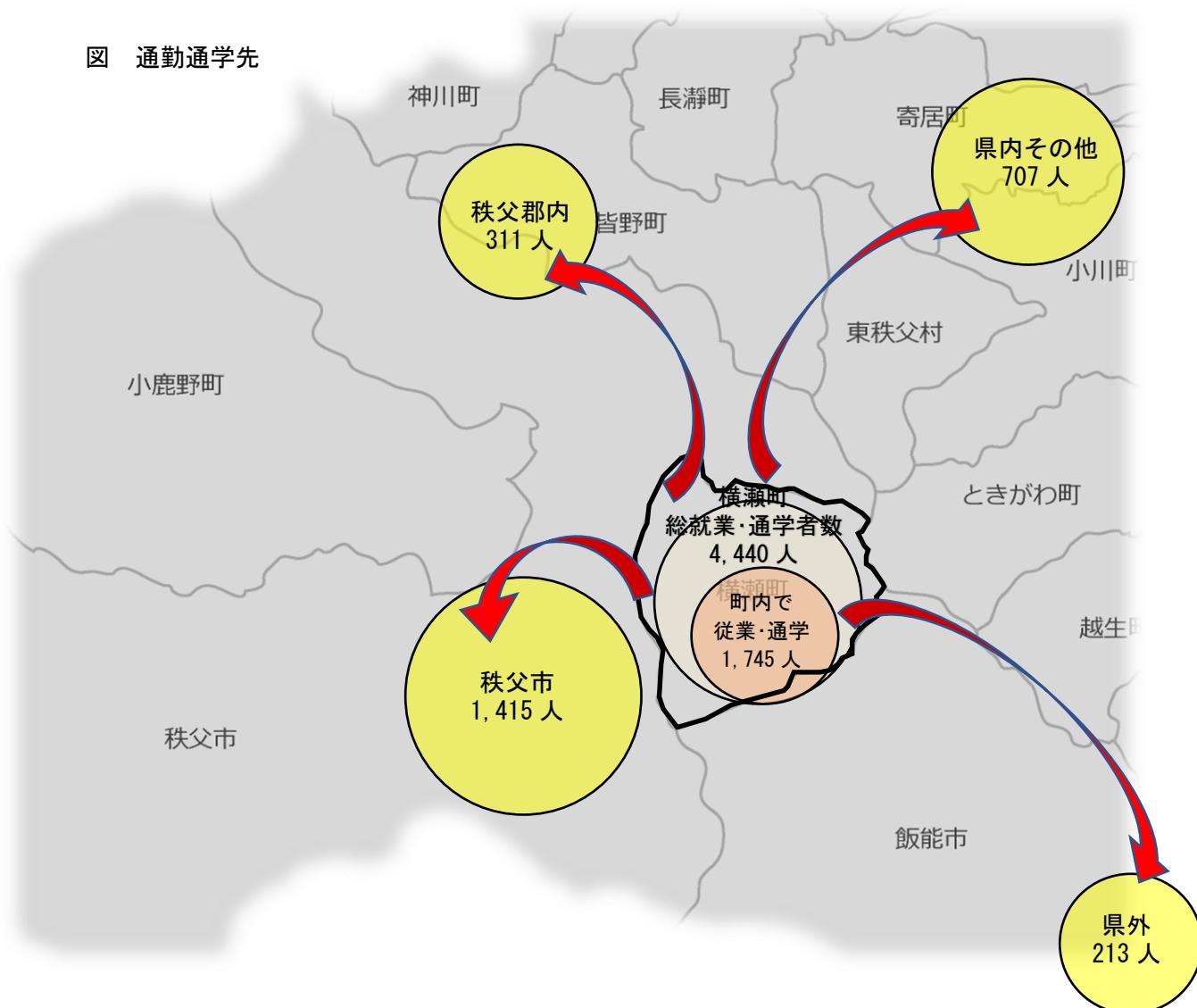
表 通勤通学流动(平成 27 年(2015 年))

	総数	就業者	通学者
横瀬町に常住する就業者・通学者	4,440	4,032	408
横瀬町で従業・通学	1,745	1,652	93
他市区町村で従業・通学	2,658	2,344	314
県内	2,433	2,181	252
秩父市	1,415	1,313	102
秩父郡内	311	293	18
県内その他	707	575	132
県外	213	154	59

注：従業・通学地不詳があるため、町内と町外の従業・通学者数を加えても、町内常住就業・通学者とは合わない。

資料：国勢調査

図 通勤通学先



(2) 産業

1) 産業別就業者数、従業者数

就業者数(本町に常住する就業者)は、平成27年(2015年)では4,032人であり、人口減少に伴い10年間で415人の減少となっています。これに対し従業者数(本町で従業する就業者数)は10年間に274人の減少となっていますが、平成22年(2010年)以後は従業者数を維持しています。

本町の産業構造の特徴は、鉱業、採石業が町の産業の一角を担っていることから、埼玉県全体の産業別従業者比率と比較しても、第2次産業従業者数の比率が高くなっています。

表 産業別就業者数と従業者数の推移

(単位：人)

		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	総数
就業者数	2005年	185	1,664	2,590	8	4,447
	2010年	156	1,405	2,485	39	4,085
	2015年	149	1,336	2,483	64	4,032
従業者数	2005年	181	1,422	1,534	10	3,147
	2010年	145	1,152	1,539	36	2,872
	2015年	144	1,082	1,591	56	2,873

資料：国勢調査

図 産業別就業者数の推移

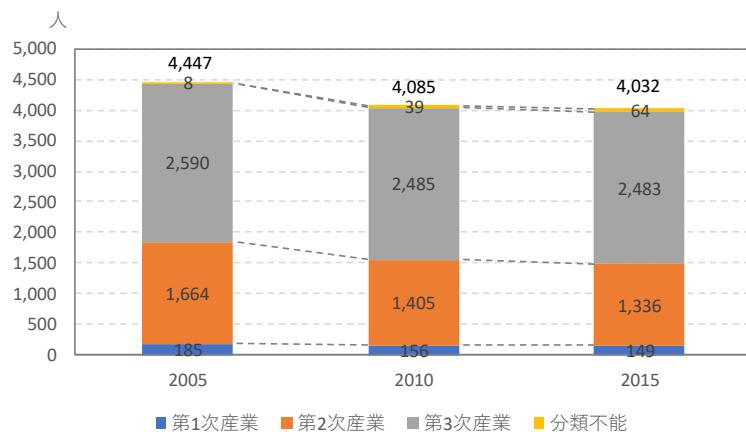
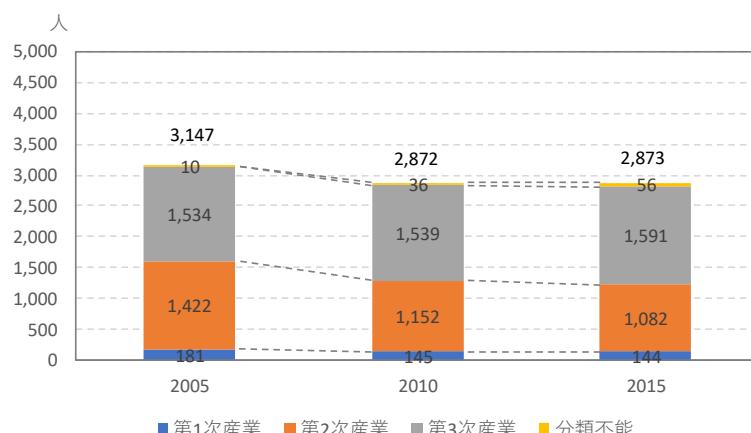


図 産業別従業者数の推移

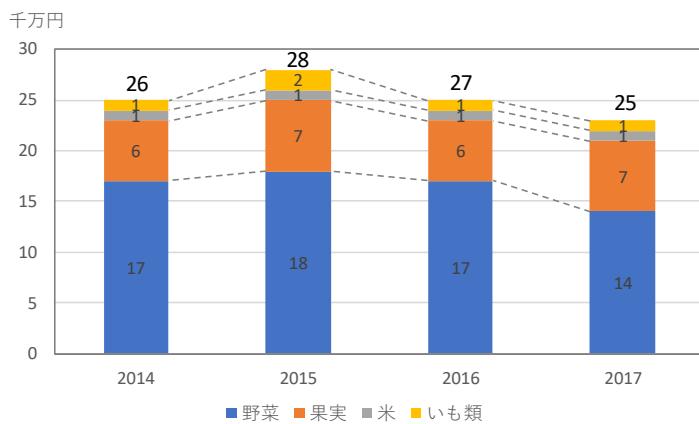


2) 農業

本町の農業産出額は、野菜が最も多く、果樹が続いており、米やイモ類も生産しています。

一方、農家数（経営体数）は減少傾向にあるものの、単位農家当たりの農業産出額は増えています。

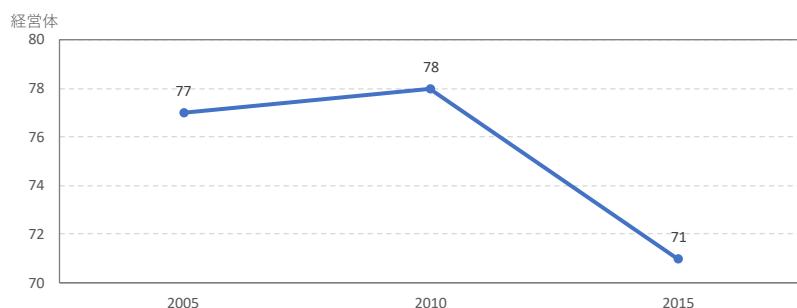
図 農業産出額の推移



注：他の農業産出額もあるため、耕種別農業産出額を合計しても総農業産出額とは合いません。

資料：市町村別農業産出額

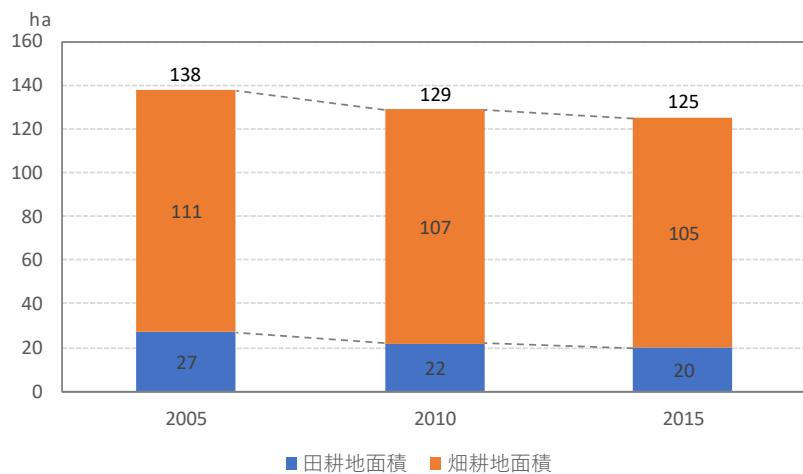
図 経営体数の推移



資料：農林業センサス

耕地面積は、減少傾向にあり、平成27年(2015年)では、平成17年(2005年)と比べると9%減少しています。田、畠別では、平成17年(2005年)に比べ畠耕地面積は95%、田耕地面積は74%に減少しています。

図 耕地面積の推移

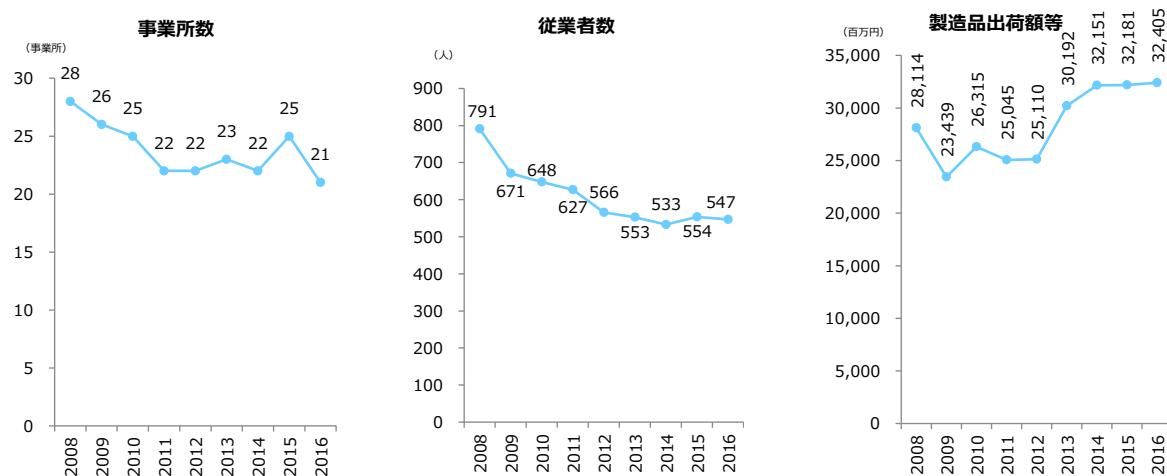


資料：作物統計調査

3) 工 業

本町の製造業は、事業所数、従業者数ともに減少しているものの、出荷額は増加傾向にあり、[#1](#)事業所当たりの出荷額が増えています。

図 工業の推移



資料：工業統計調査、経済センサス活動調査

4) 商 業

本町の小売業は、事業所数、従業者数、年間商品販売額ともに減少傾向にあり、特に事業所数の減少が目立っています。

図 商業の推移



資料：商業統計調査、経済センサス活動調査

3. 土地利用

(1) 用途別土地利用現況

1) 用途地域内

本町の用途地域は 63ha で、第一種住居地域 39ha、工業地域 24ha となっています。

用途地域内の土地利用は、自然的土地利用が 18.18ha で、用途地域の 28.9%を占めています。そのうち、農地は 9.02ha、山林 7.83ha、水面 0.94ha、その他自然地 0.39ha となっています。

都市的土地利用は 44.82ha で、用途地域の 71.1%を占めています。そのうち、住宅用地 17.52ha、工業用地 16.05ha で、都市的土地利用の 74.9%、用途地域の 53.3%を占めています。商業用地は、用途地域の幹線道路沿道に点在しており、わずかな面積となっています。

市街地(用途地域とその周辺区域)は、比較的多くの農地や樹林地が残っています。特に用途地域内農地の宅地化が今後の課題となっています。

また、主要な都市施設である道路は、一般的な市街地と比べ、半分程度の割合であるなど、市街地としては全体的に公共用地不足となっています。

2) 用途地域外

用途地域外の面積は 726ha で、土地利用構成比率は都市計画区域に丘陵地が含まれるため、用途地域内と比較すると山林の比率が高くなっています。

用途地域外の 61.8%が自然的土地利用で、そのうち 30%に当たる 136.06ha が農地、60%に当たる 270.28ha が山林となっています。

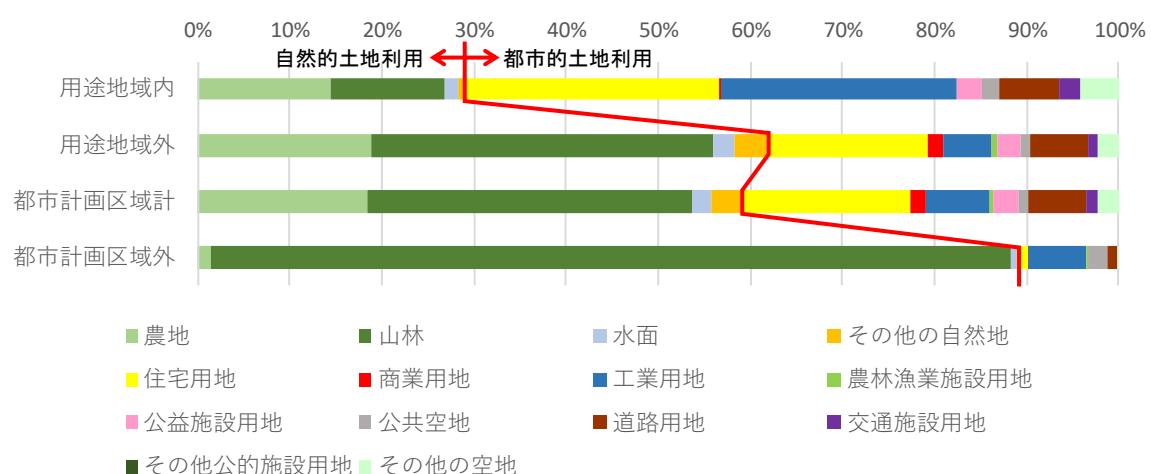
都市的土地利用の面積は 277.37ha で、うち住宅用地が 126.14ha、商業用地が 13.66ha、工業用地が 37.84ha となっており、これらの用地は用途地域外の 21%を占めています。

3) 都市計画区域外

都市計画区域外は、地形の大半が丘陵地であるため、都市計画区域外の 87%を山林が占めています。

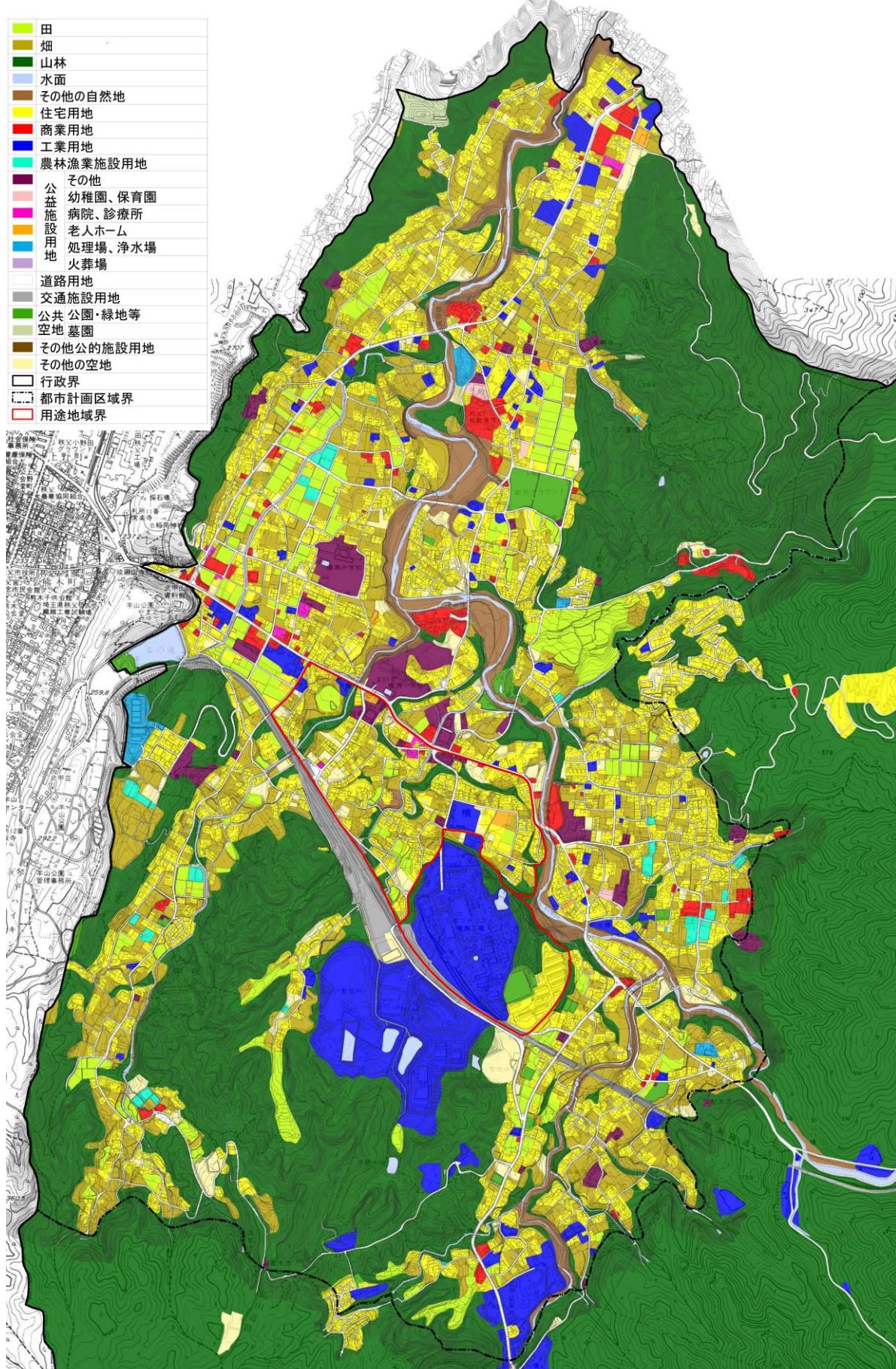
また、武甲山周辺の石灰石採掘場は都市的土地利用の工業用地になるため、工業用地の割合が大きくなっています。

図 土地利用構成



資料：都市計画基礎調査

図 土地利用現況図(都市計画区域)



資料：都市計画基礎調査

(2) 新築動態

都市計画区域内の新築動態は、平成23～27年(2011～2015年)の5年間で151件、年平均30件の新築があり、そのうち、81%が住居系(住宅、集合住宅)となっています。新築動態の発生状況は、用途地域内(中郷地区の一部)が最も多く、次いで中郷地区の国道299号北側、川東地区の南部となっており、町全体では人口減少しているものの、用途地域を中心とした新築動態は続いています。

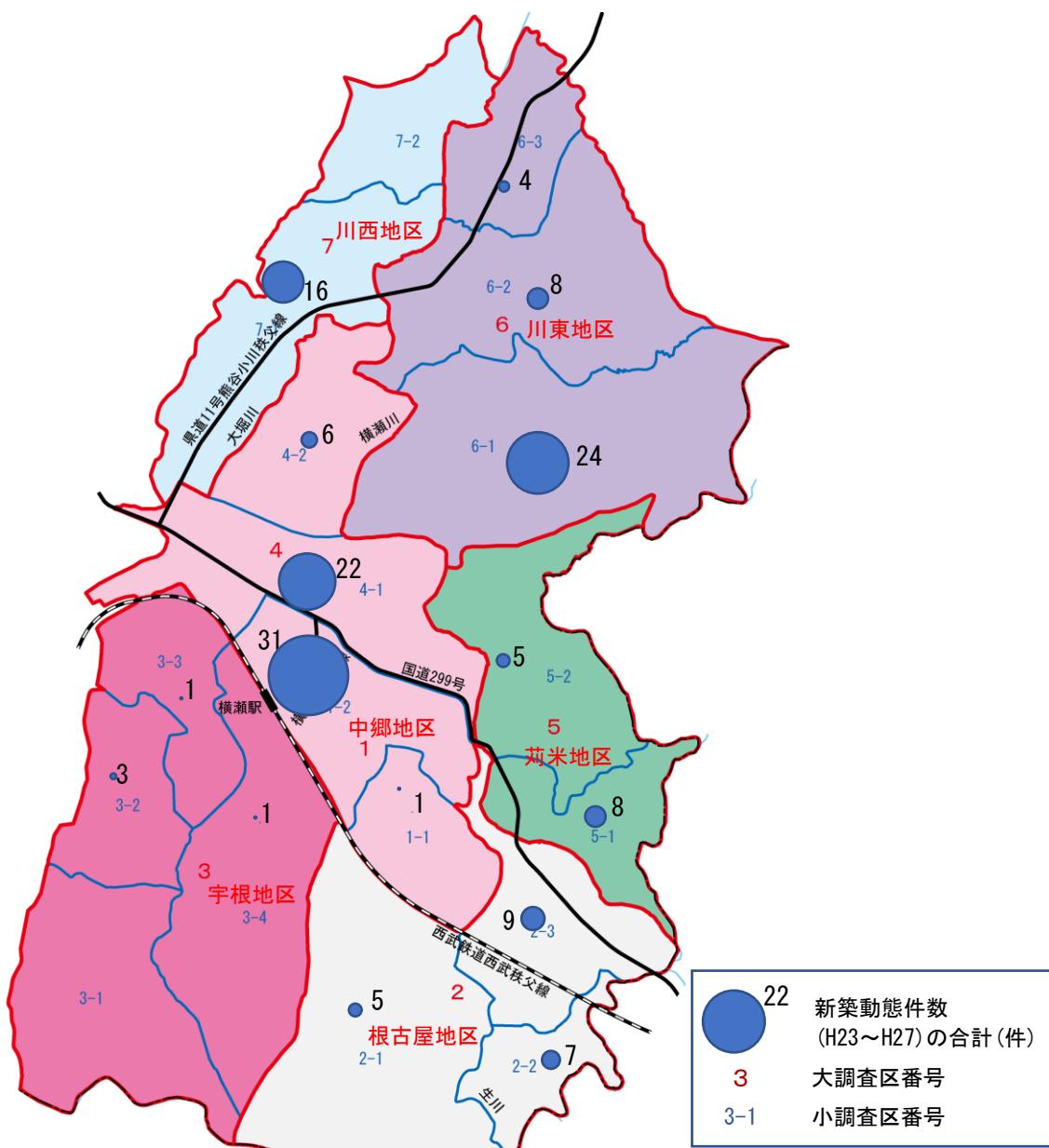
表 新築動態(平成23～27年(2011～2015年)の合計)

(単位：件)

	住 宅	集 合 住 宅	商 業	工 業	そ の 他	合 計
用途地域内	26	3	1	0	2	32
用途地域外	96	8	3	8	4	119
都市計画区域	122	11	4	8	6	151
都市計画区域外	0	0	0	8	1	9
合 計	122	11	4	8	7	160

資料：都市計画基礎調査

図 新築動態件数



資料：都市計画基礎調査

(3) 農地転用

都市計画区域内の農地転用状況は、平成23～27年(2011～2015年)の5年間で130件、年平均26件の農地転用が発生しています。

農地転用の発生状況は、新築動態と同じく中郷地区、川東地区南部、川西地区南部で多く発生しています。

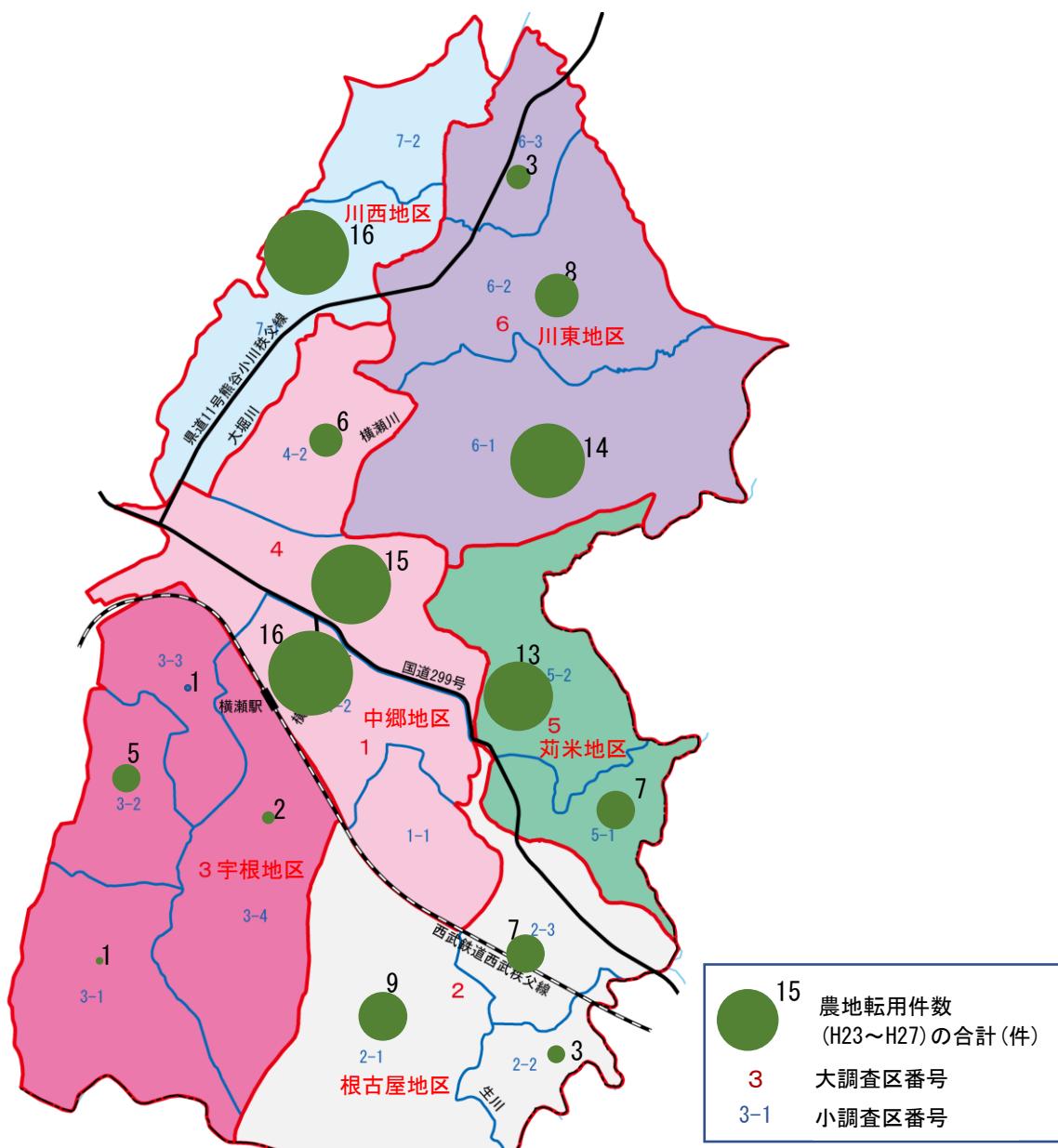
表 農地転用(平成23～27年(2011～2015年)の合計)

(単位：件)

	住宅用地	工業用地	公共用地	その他	合 計
用途地域内	6	0	0	10	16
用途地域外	49	2	0	59	110
都市計画区域	55	2	0	69	126
都市計画区域外	0	0	0	4	4
合 計	55	2	0	73	130

資料：都市計画基礎調査

図 農地転用件数



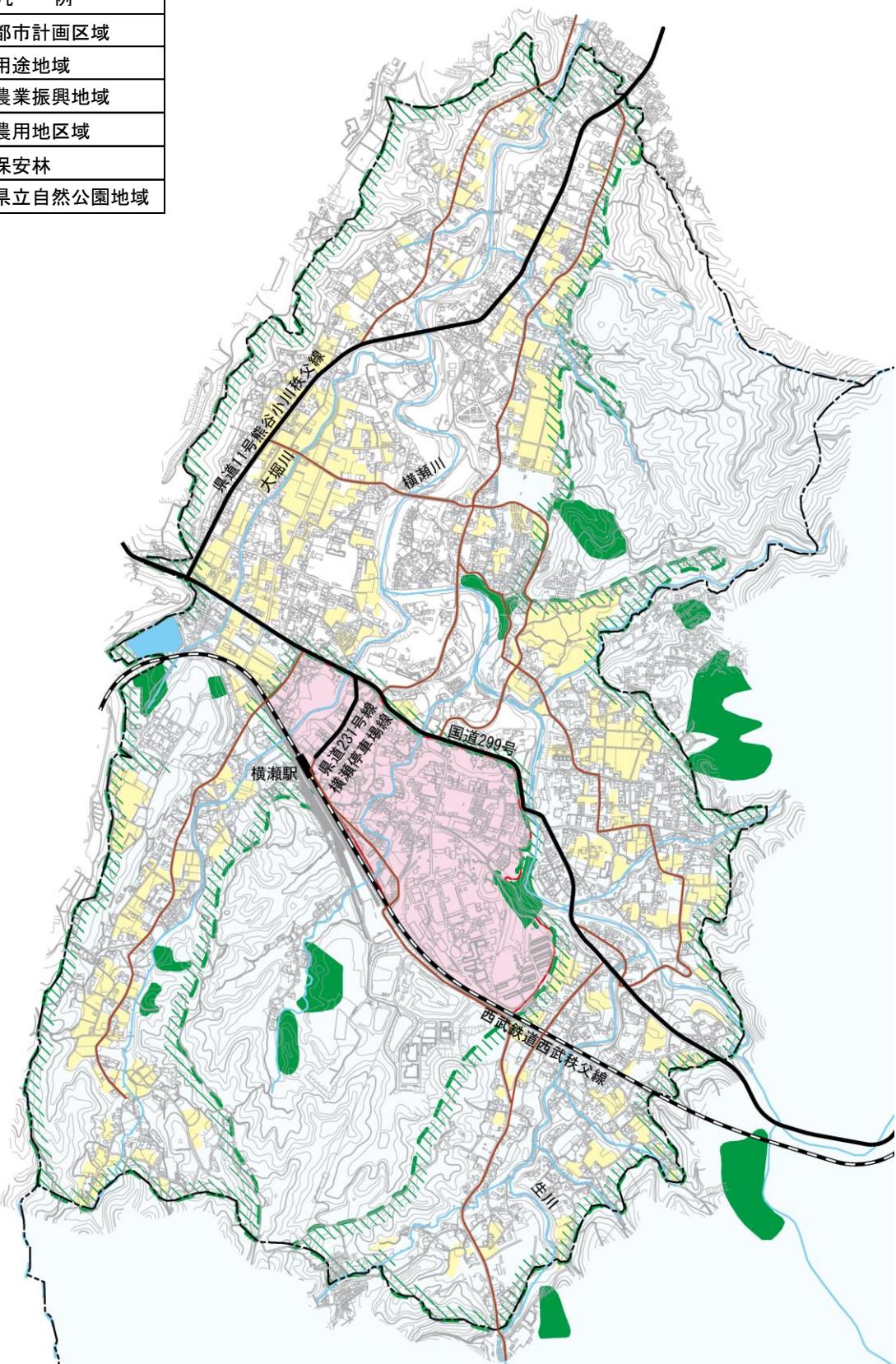
資料：都市計画基礎調査

(4) 土地利用規制

都市計画区域に適用されている土地利用の法規制は、都市計画法の都市計画区域と用途地域、農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域と農用地区域、森林法の保安林、自然公園法の県立武甲自然公園普通地域などが指定されています。

図 法適用状況

凡 例	
- - -	都市計画区域
■	用途地域
▨	農業振興地域
■	農用地区域
■	保安林
□	県立自然公園地域



② 横瀬町の現況 3.土地利用

用途地域（総面積 63ha）は、都市計画区域の中央、西武鉄道西武秩父線北側に指定され、西側の「第一種住居地域」（面積 39ha）と東側の「工業地域」（面積 24ha）に分かれています。双方の地域とも容積率 200%・建ぺい率 60%となっています。また、都市計画区域内の用途地域の指定のない区域も同様の容積率・建ぺい率が指定されています。

農業振興地域は、用途地域と北東部・南部の丘陵地を除いて指定され、その中に農用地区域が散在しています。

保安林は、急傾斜地を主体に指定され、一部は用途地域にも指定されています。

自然公園地域は、都市計画区域の北西側を除いて指定され、用途地域も自然公園地域に属しています。

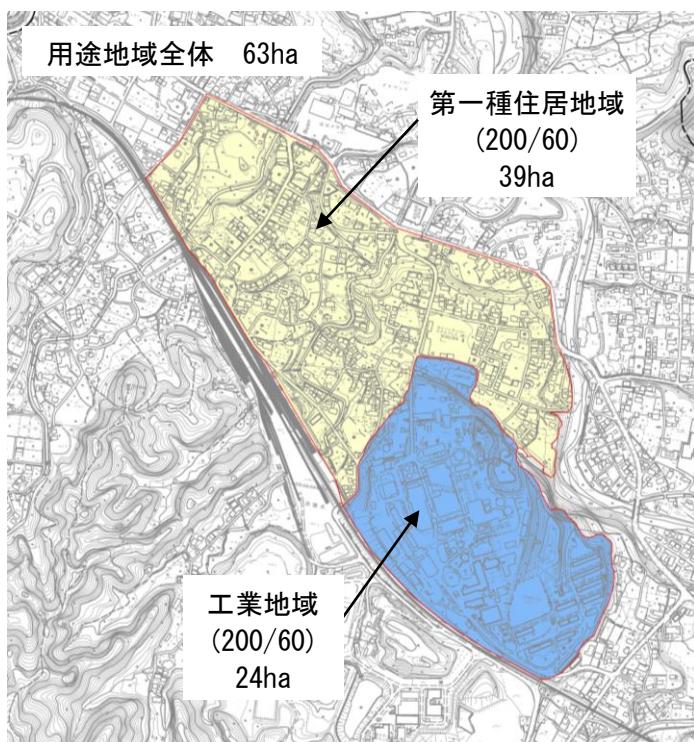
地区別の法適用状況は、以下の表のとおりとなっています。

表 都市計画区域内の地区別法適用状況

	根古屋	苅米	宇根	中郷	川東	川西
都市計画区域	○	○	○	○	○	○
用途地域	○	—	—	○	—	—
農業振興地域	○	○	○	○	○	○
農用地区域	○	○	○	○	○	○
保安林区域	△	○	△	△	○	—
自然公園地域	○	○	○	○	○	—

○：法適用区域が含まれる △：法適用区域が若干含まれる —：法適用区域なし

図 用途地域現況



4. 都市基盤

(1) 道路・交通現況

1) 道路網現況

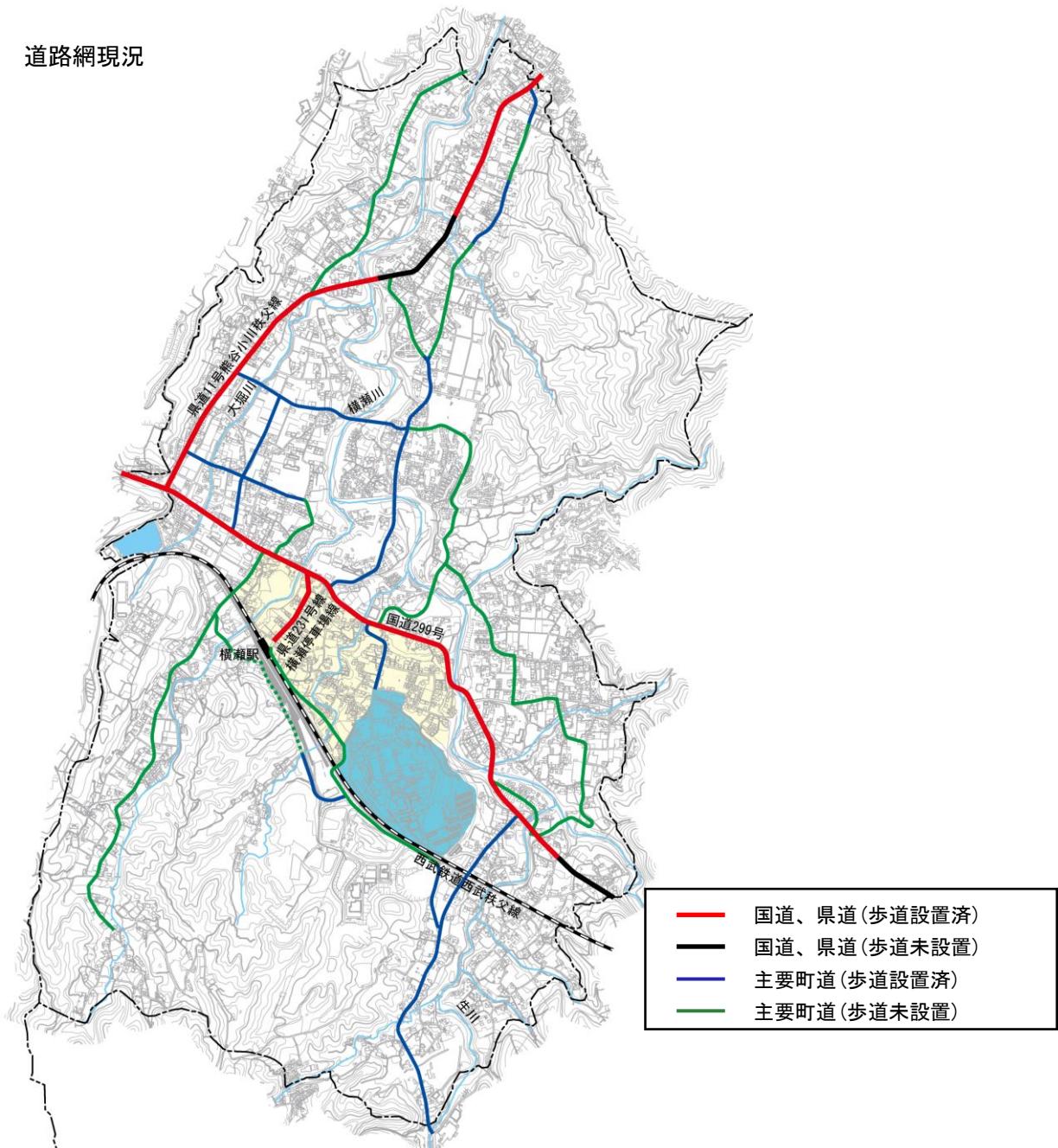
本都市計画区域において、都市間を結ぶ幹線道路として、国道 299 号が東西軸を、県道 11 号熊谷小川秩父線が南北軸を形成しています。

都市計画区域の外周が丘陵地で構成されているため、町内外を結ぶ道路は限られており、交通量も幹線道路に集中しています。

このほか、交通結節点である横瀬駅と国道 299 号を結ぶ県道 231 号横瀬停車場線があり、国道 299 号と県道 231 号横瀬停車場線で市街地の骨格を形成しています。

しかしながら、市街地では、国県道以外の主要な町道で市街地交通に対応した道路が少ないとこと、国県道、主要な町道においても、歩道の未設置や狭小幅員歩道があるなど、道路の機能に課題を有しています。

図 道路網現況



2) 交通量

幹線道路の交通量の推移では、国道 299 号は、平成 17~27 年(2005~2015 年)の 10 年間で約 1.5 倍に交通量が増えており、混雑度も 1.47 と日常的に渋滞となっています。大型車混入率も約 2 倍に上昇しています。

県道 11 号熊谷小川秩父線は、交通量に大きな変化はありませんが、混雑度は減少しています。平成 27 年(2015 年)の混雑度は 0.69 となっており、交通容量に余裕があります。

県道 231 号横瀬停車場線は、交通量が減少しており、路線形態から大型車混入率も 4.4% と低く、混雑度も 0.71 であるため、交通容量に余裕があります。

表 国道 299 号交通量

年度	平日 12 時間 自動車交通量 (台/12h)	平日 24 時間 自動車交通量 (台/日)	ピーク率 (%)	平日 12 時間 大型車混入率 (%)	混雑度
H17	9,690	11,717	10.9	8.4	1.00
H22	13,658	17,346	10.3	15.6	1.91
H27	14,729	19,737	9.5	17.0	1.47

資料：全国道路・街路交通情勢調査

表 県道 11 号熊谷小川秩父線交通量

年度	平日 12 時間 自動車交通量 (台/12h)	平日 24 時間 自動車交通量 (台/日)	ピーク率 (%)	平日 12 時間 大型車混入率 (%)	混雑度
H17	6,841	8,483	11.3	11.7	0.89
H22	7,301	9,272	10.4	11.8	0.73
H27	6,876	8,939	10.9	6.9	0.69

資料：全国道路・街路交通情勢調査

表 県道 231 号横瀬停車場線交通量

年度	平日 12 時間 自動車交通量 (台/12h)	平日 24 時間 自動車交通量 (台/日)	ピーク率 (%)	平日 12 時間 大型車混入率 (%)	混雑度
H17	6,770	10,426	11.5	4.4	0.74
H22	6,517	9,319	11.5	4.4	0.72
H27	6,389	8,242	11.5	4.4	0.71

資料：全国道路・街路交通情勢調査



国道 299 号



県道 11 号熊谷小川秩父線

3) 広域道路網整備計画

秩父都市計画区域としての広域道路網では、本町を東西に走る国道 299 号が、秩父市街で熊谷市、山梨県方面に向かう国道 140 号と交差しています。しかし、この交差点では、通勤時間帯や行楽シ

ーズンなどで大きな渋滞が発生するなど、交通負荷が高い状態となっています。また、その影響は国道 299 号の本町部分にまで及んでいます。

また、県を超える地方レベルの広域的な道路計画として、現在、西関東連絡道路の整備が進められています。皆野寄居バイパスが平成 17 年(2005 年)に、皆野秩父バイパスが平成 30 年(2018 年)に開通しています。西関東連絡道路は関越自動車道から皆野町、小鹿野町、秩父市大滝方面を通過し山梨県を結ぶもので、整備が進むにつれ、より広域圏でのネットワークが容易となり、秩父地域の活性化の基盤になると考えられます。しかし、現在、本町から西関東連絡道路を利用する場合、皆野町からの経由が最短ルートとなっており、アクセスが良い状況ではありません。

4) 公共交通

町民の重要な足となる公共交通機関は、西武鉄道西武秩父線とバス路線で構成され、鉄道は横瀬駅と芦ヶ久保駅があり、横瀬駅は特急の停車駅になっています。

特に横瀬駅は、令和 3 年(2021 年)3 月時点で、平日の上り下り合わせて 108 本が運行され、池袋に直結するなど、高い鉄道利便性を有しています。

駅乗車人員は、横瀬駅の日平均乗車人員は平成 24 年(2012 年)を境に増加に転じましたが、ここ数年は減少傾向にあります。

芦ヶ久保駅の日平均乗車人員は、平成 24 年(2012 年)以降徐々に増加しています。

バス路線は、西武観光バスが、国道 299 号と県道 11 号熊谷小川秩父線を通行する 3 路線が運行されており、ともに秩父鉄道秩父駅と西武鉄道西武秩父駅に停留所があります。しかし、1 日の運行本数が少ない状況になっています。

他に、町の事業として高齢者等の移動手段の利便性向上を目的として、予約型乗合タクシーを運行しています。

図 鉄道日平均乗車人員の推移

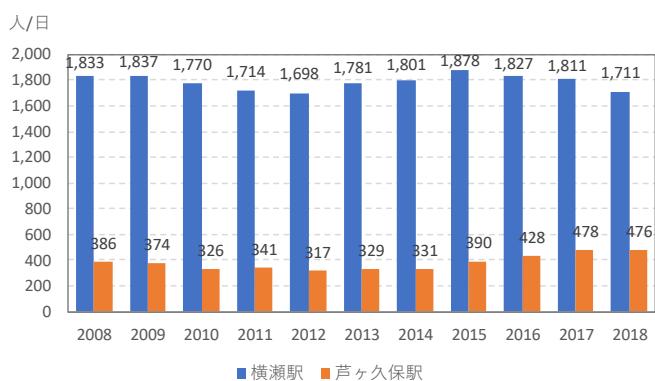
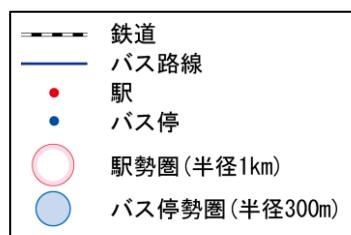
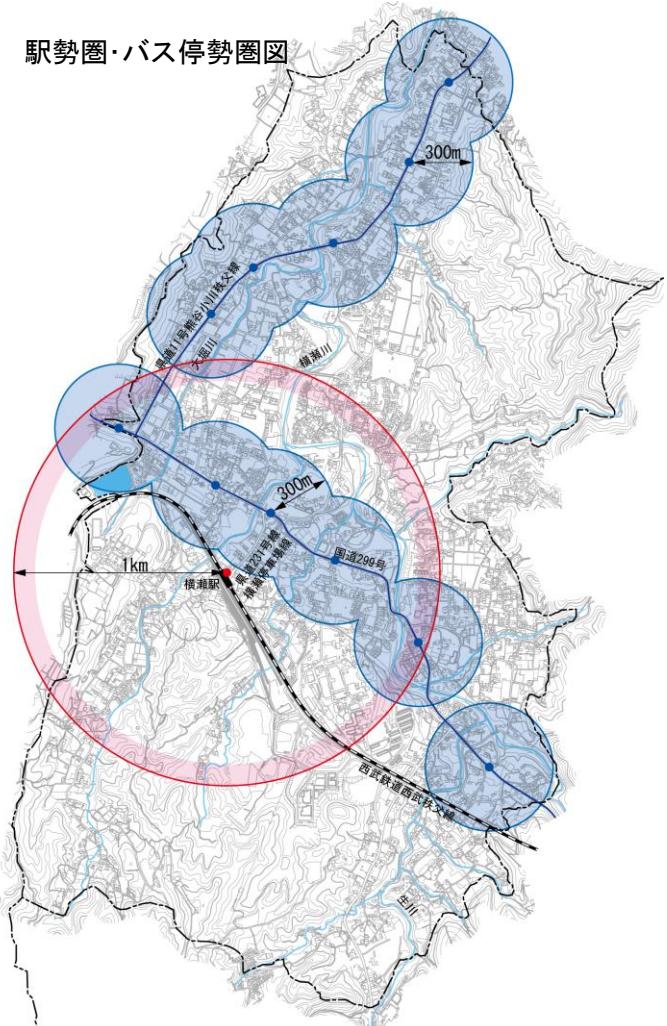


図 駅勢圏・バス停勢圏図



(2) 公園・緑地・河川

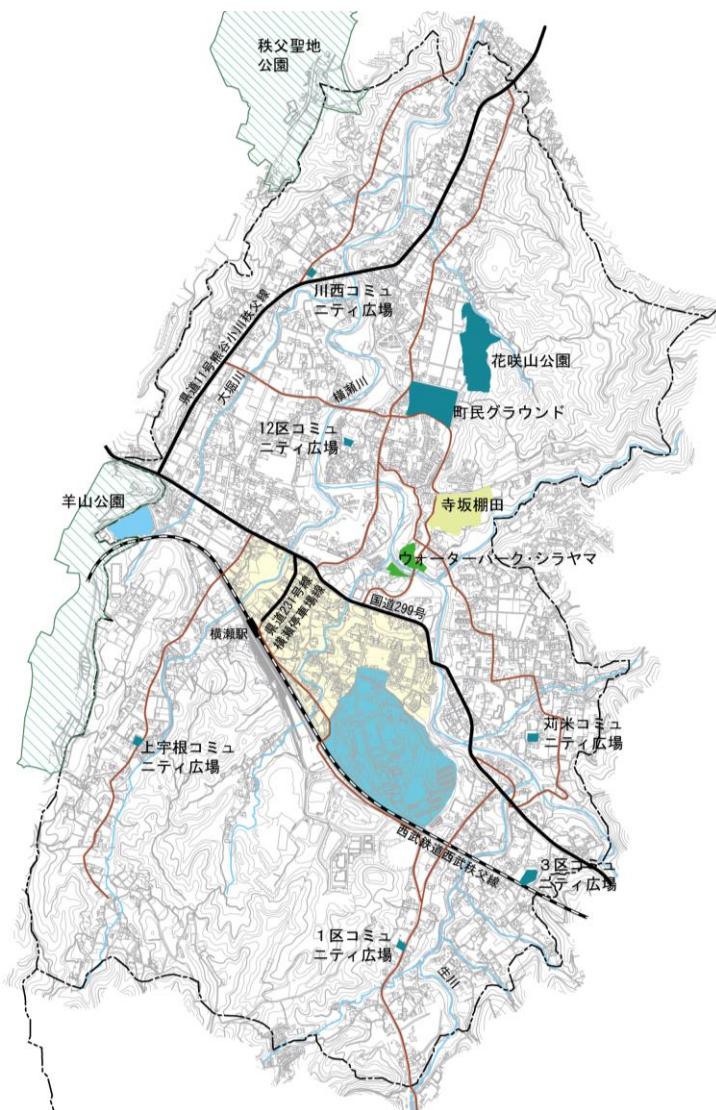
1) 公 園

本町の公園は、都市公園としてはウォーターパーク・シラヤマの1箇所だけですが、公園や運動場の機能を持つ施設として、花咲山公園、町民グラウンドがあります。

また、各地区にコミュニティ広場があり、コミュニケーションの場としてだけでなく、災害時の避難場所としても活用されています。

しかし、特に人口の集積する用途地域(市街地)には、公園が未設置の状況となっています。

図 公園等現況図



2) 緑 地

都市計画区域の外周部は丘陵地になっており、都市計画区域のどこからでも眺めることができる自然豊かな緑地が広がっています。

また、都市計画区域内においても、農地や屋敷林、斜面林など多くの緑があります。

3) 河 川

都市計画区域内の主要河川は、都市計画区域の中央を流れる横瀬川をはじめ、生川、大堀川、木の間沢、兎沢などの河川があり、荒川の支川になっています。

これらの河川は町の貴重なオープンスペースであり、河岸には斜面緑地があり、豊かな水辺空間を形成しています。

(3) 都市施設

1) 公共下水道

本町の特定環境保全公共下水道は、現在順次整備が進められています。下水道は、市街地である用途地域だけでなく、都市計画区域内の主要な集落等を含む地域を処理区域に指定しており、全体計画区域面積 147ha、平成 30 年度末(2018 年度末)で 113.3ha が整備済みとなっています。汚水は、横瀬町水質管理センター(下水処理場)で処理を行い、横瀬川に放流しています。

2) 都市計画以外の都市施設

本町の各種の都市施設は、地域ごとに必要な施設が分散配置されています。

これらの施設は、生活利便や生活環境を向上させるための施設として利活用されています。

図 都市施設分布図

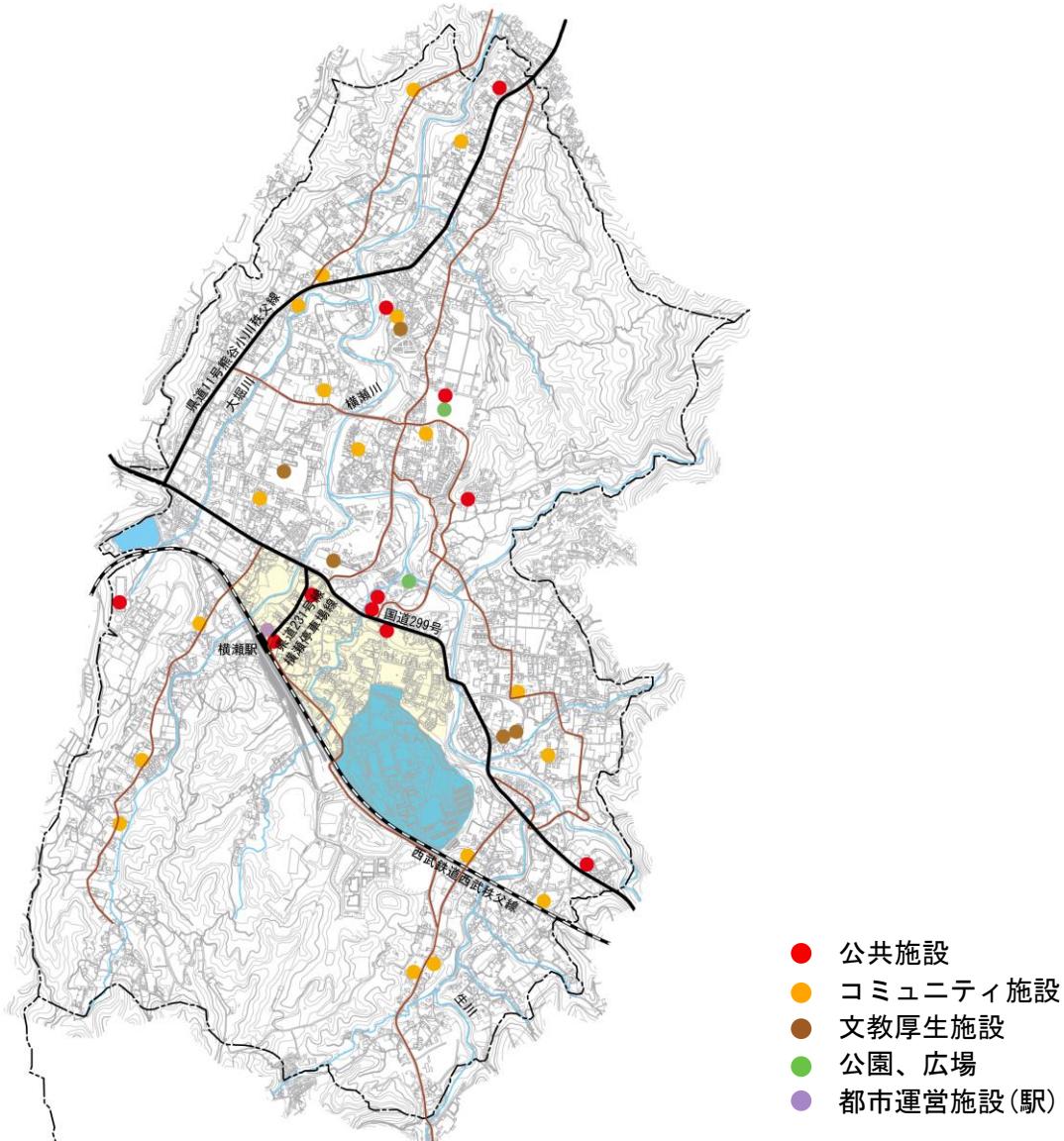


表 都市施設分類と内容

分類	施設名
公共施設	町役場、消防署(分署)、駐在所、町民会館、民俗資料館、上水道・下水道施設等
コミュニティ施設	公会堂、コミュニティ広場等
文教厚生施設	小・中学校、幼稚園、認定こども園、保育所
公園、広場	公園、広場、運動場
都市運営施設	鉄道(駅)

5. 都市環境

(1) 景観

横瀬町は埼玉県の景観計画区域に属しており、埼玉県景観計画が適用されています。それに基づいて一定規模を超える建築物・工作物の新築や修繕、資材置き場の整備などの行為は、県の景観条例・景観計画に基づき届出が必要になっています。

また、本町は、豊かな自然環境が優れた自然景観を形成しており、これが町や町民の財産となっています。

自然景観では、町を代表する武甲山をはじめとする丘陵景観、横瀬川の水辺景観、寺坂棚田の緑地景観など多彩な景観で構成されています。

歴史・文化景観では、秩父札所三十四箇所のうち、札所第五番から第十番までが都市計画区域内にあり、町を代表する景観となっています。また、国指定天然記念物「古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群」の一つ、新田橋の礫岩露頭がウォーターパーク・シラヤマに隣接しており、景観資源であるとともに、歴史遺産にもなっています。

都市景観では、工業の中心であり、ランドスケープにもなる三菱マテリアルのセメント工場は、横瀬町らしさを表す都市景観となっており、ほかに町の玄関口とも言える横瀬駅前や国道沿道などがあります。



横瀬川の自然景観



寺坂棚田と武甲山の自然景観



札所第七番 法長寺の歴史文化景観



横瀬駅前の都市景観

(2) 水環境

町内を流れる河川、排水路等は、生活環境を保全するうえで、望ましい水質環境基準(類型指定)とともに、環境基準点が設定されています。生活排水等の汚濁を示す代表的指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)の測定結果は、以下のようになっています。

埼玉県では、横瀬川のBODの環境基準を2mg/L以下と定めています。

表 町内河川のBOD(生物化学的酸素要求量)の推移

(単位: mg/L)

	生川	六番沢	木の間沢	兎沢	大堀川	横瀬川 (秩父市境)
2008年度	0.5	5.9	4.0	1.3	1.8	0.8
2013年度	0.9	3.7	1.7	1.4	1.9	1.1
2018年度	0.7	2.0	1.3	1.4	2.6	0.9

注: 赤字は環境基準(2mg/L)を超える数値

資料: 振興課

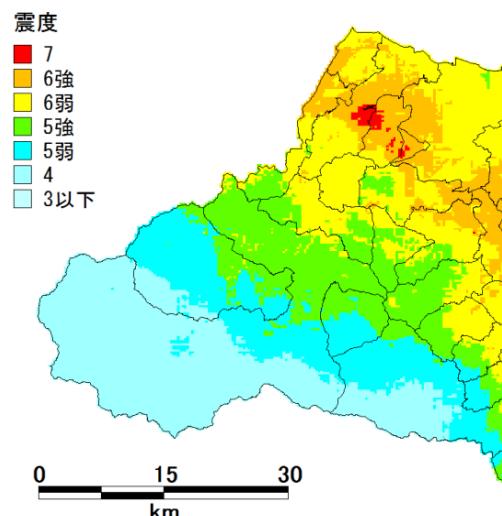
6. 防 災

国及び県の調査では、本町直下には活断層の存在はこれまでに確認されていませんが、県内では複数の活断層が確認されています。予想震度としては5強が予測される活断層は、飯能市方面から立川市へ延びる「立川断層」、県北部から東部にかけては「関東平野北西縁断層帯」があります。

関東平野北西縁断層帯を震源とする地震では、マグニチュード8.1、町内の最大震度5強が予想されており、家屋半壊の被害が想定されています。土地の液状化については、関東平野北西縁断層帯地震を含む他の震源想定についても液状化の可能性は極めて低いと推測されています。

図表 関東平野北西縁断層帯地震の震度分布と建物倒壊棟数

地震		全壊棟数	半壊棟数	総計
関東平野北 西縁断層帯 地震	破壊開始点：北	0	5	5
	破壊開始点：中央	0	12	12
	破壊開始点：南	0	10	10



資料：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書

本町は全体の80%を山林が占め、平地が少ない地形です。都市計画区域内においても、外周部の丘陵地をはじめ、多くの傾斜地があります。また、傾斜地には急峻な沢が数多くあります。これらは大雨や地震によって、土石流、地すべり、崖崩れといった災害の発生するおそれがあります。

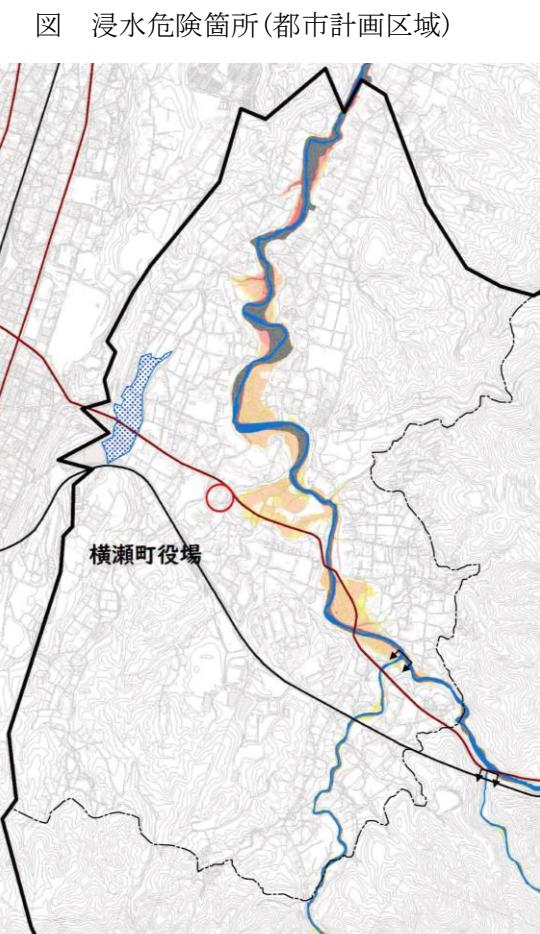
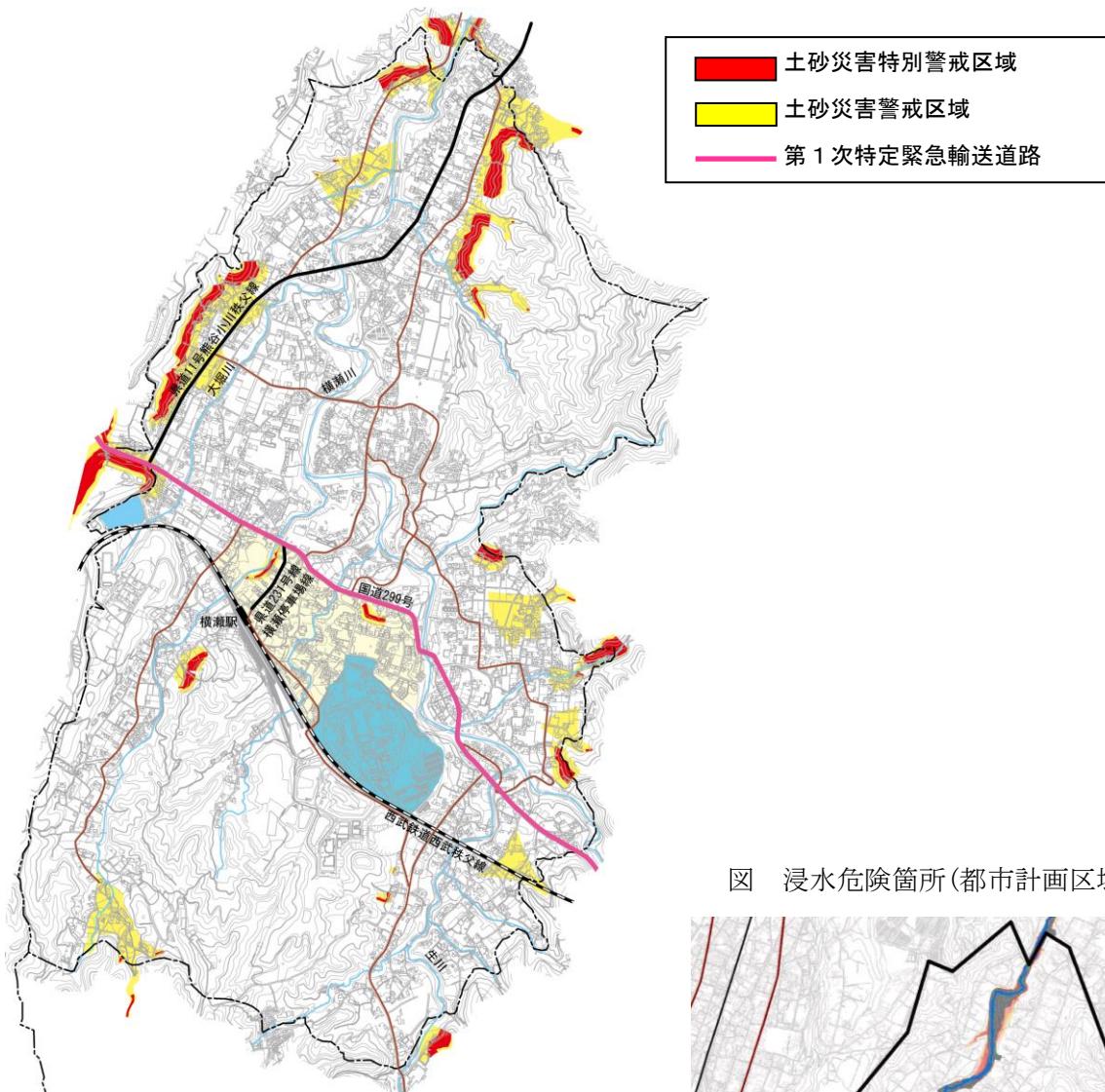
また、土砂災害防止法による区域指定も都市計画区域外周部の丘陵地をはじめ、複数箇所指定されています。

浸水被害のおそれのある箇所は、ため池である姿の池が決壊した場合の浸水区域として、字姿の一部が浸水想定区域となっています。また、河川の増水による浸水区域として、埼玉県が水防法に定める以外の県管理河川に対し、想定し得る最大規模の降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を水害リスク情報図として公表しています。これによると、都市計画区域内では、生川との合流点から下流域では数箇所大きく浸水が想定される区域があります。

災害時の物資輸送を支える道路として、国道299号が第1次特定緊急輸送道路に位置づけられています。

空き家は、全国的に増加傾向で、空き家の増加により防災、防犯、衛生、景観等に影響が出ており、本町も同様の傾向があります。また、低・未利用地は、用途地域内では宅地や公共用地に転換されていない農地が点在し、用途地域外では耕作放棄地が増加する傾向にあります。

図 土砂災害指定区域（都市計画区域）



7. 上位関連計画の整理

(1) 第6次横瀬町総合振興計画

計画名	第6次横瀬町総合振興計画
計画期間	基本構想 2020年度（令和2年度）から2027年度（令和9年度）
	基本計画（前期） 2020年度（令和2年度）から2023年度（令和5年度）
	基本計画（後期） 2024年度（令和6年度）から2027年度（令和9年度）
	実施計画 3年間（※毎年度見直すローリング方式）
将来人口想定	2040年：約6,500人 2060年：約5,400人
目指すべき将来ビジョン	「日本一住みよい町、日本一誇れる町」
計画の目標	「Colorful Town カラフルタウン」 色彩豊かな美しい町。多様な幸せがある町。 四季折々の美しい色彩豊かな景観があって、 そこに温かい人の輪がたくさんある。 その一人一人はいろいろな人がいて、 みな自分らしく幸せに生きている。
7つの柱	① 人づくり ② 健康づくり ③ 安全安心づくり ④ 産業づくり雇用づくり ⑤ 賑わいづくり中心地づくり ⑥ 景観環境づくり ⑦ 人の輪づくり
都市計画マスター プラン関連事項	<p>■安全安心づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災用品の備蓄や防災訓練の実施、地域防災力を高める自主防災組織の拡充、災害情報を確実に伝達するための通信手段の整備等による全ての人が安心できる環境整備。 ・鉄道、路線バス、タクシーなどによる地域公共交通の再編と交通弱者に配慮した交通利便性の改善。 ・国・県道と接道する幹線町道や通学路、地元からの要望路線の安全性と利便性の向上、また、老朽化が進行している道路橋の災害等を考慮し、長寿命化修繕計画に従った修繕工事の推進。 ・国道299号と県道11号熊谷小川秩父線をはじめとする広域幹線道路の歩道整備や交差点改良の促進による安全性の確保と渋滞の解消。 ・横瀬川をはじめとする一級河川の護岸整備の促進し、台風や集中豪雨などによる浸水被害の軽減。 <p>■賑わいづくり中心地づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道299号、県道11号熊谷小川秩父線、（仮称）宮地・横瀬線を広域幹線道路の周辺の土地利用を再構築と横瀬駅や兎沢町有地周辺の魅力ある中心地、拠点づくりの推進。 ・兎沢町有地、旧給食調理場等の町有資産や町内の遊休資産を有効活用による交流人口・関係人口の増加、新たな地域資源の開拓・地域コミュニティの拡大と拠点整備による町民と交流人口・関係人口の交流の場、共創の場などの様々なチャレンジが生まれ続ける環境づくり。 <p>■景観環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省資源・省エネルギー対策の推進とごみの不法投棄防止の対応や廃棄物からの資源再利用・再資源化促進などのごみ4Rのための啓発活動の推進。 ・安心して水辺を活用できる水質浄化の推進と美しい清流を保全。 ・特定環境保全公共下水道計画区域内の未整備区域の早急な整備と浄化槽整備区域内における合併処理浄化槽の整備による公衆衛生の向上と生活環境の改善。

(2) 秩父都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

計画名	秩父都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
計画期間	平成 28 年(2016 年)から概ね 20 年後
都市づくりの基本理念	コンパクトなまちの実現 地域の個性ある発展 都市と自然・田園との共生
地域ごとの市街地像	<p>○中心拠点 秩父駅、御花畠駅、西武秩父駅の周辺は、環境との調和に配慮しながら、商業業務施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設など多様な都市機能を集積し、まちの顔となる拠点を形成する。</p> <p>○生活拠点 皆野駅や横瀬駅の周辺は、商業施設、公共施設、医療・福祉・子育て支援施設などが充実した地域生活を支える拠点を形成する。</p> <p>○産業拠点 大野原地区や横瀬駅東側工業地区は、産業を集積する拠点を形成する。</p>
土地利用方針	<p>① 用途の見直しに関する方針 人口減少・超高齢社会の同時進行などの社会情勢の変化や土地利用の動向等へ対応するとともに、目指すべき市街地像の実現に向けた秩序ある土地利用を図るために必要な場合は、適切な用途の見直しを行う。 現に空地、空き家等が散在している区域、工場の移転等により空地化が進む区域については、地域の実情に応じて、適切な土地利用が図られるように努める。</p> <p>② 居住環境の改善または維持に関する方針 良好な居住環境を維持すべき地区、新たな住宅市街地形成に併せて積極的に良好な住環境の実現を図るべき地区、建築物が密集した市街地などで市街地の改善または建築更新の誘導などにより居住環境の向上を図るべき地区等については、高度地区や地区計画などを活用し、良好な住環境と街並みの維持、形成を図る。</p> <p>③ 特定大規模建築物（大規模商業施設等）の立地に関する方針 特定大規模建築物の立地については、商業地に誘導する。市町村の建設に関する基本構想等に基づき、新たに特定大規模建築物の立地を可能とする都市計画を定める場合は、関係自治体との調整を図る。</p> <p>④ 産業集積に係る周辺土地利用との調和に関する方針 産業集積に必要な基盤整備にあたっては、緑地空間等のオープンスペースを確保するなど、周辺環境との調和を図る。</p> <p>⑤ 都市防災に関する方針 埼玉県地域防災計画を踏まえ、まちの不燃化・耐震化、安全な避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等により、防災都市づくりを推進する。特に、都市基盤の整備状況、緊急輸送道路の指定状況、建築物の密集状況などを勘案し、防火地域または準防火地域の指定を推進する。</p> <p>⑥ 景観の形成に関する方針 都市として魅力を高める地区やまちの基幹となる道路の沿道などでは、高度地区、地区計画、景観計画などを活用し、景観の保全・創出を図るとともに、地域の特性を活かした良好な景観づくりを進める。</p> <p>⑦ 優良な農地との健全な調和に関する方針 集団的に存在する農地や生産性の高い農地などについては、今後も優良な農地として保全に努める。</p>

土地利用方針	⑧ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 土砂災害特別警戒区域その他の溢水、湛水等による災害の発生のある区域については、都市計画を活用して、新たな宅地化を抑制するなど、地域の実情に即した方策を講じる。
	⑨ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 荒川、横瀬川などの水辺やその周辺、県立武甲自然公園、長尾根丘陵、羊山丘陵などについては、優れた自然環境の保全を図る。

また県は、以下のような自然環境の保全に関する都市計画決定の方針を示しています。

(1) 基本方針	本区域は、周囲を秩父山地の山々に囲まれ、県立武甲自然公園、長尾根丘陵、羊山丘陵などにおける山林や、荒川、横瀬川の水辺空間などに優れた自然環境に恵まれている。 埼玉県広域緑地計画を踏まえ、埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。 また、自然環境の保全を図るとともに、防災の機能、環境負荷低減の機能、景観形成の機能、ふれあい提供の機能を確保する。
	〈自然環境の保全〉 荒川や横瀬川などの河川敷地、県立武甲自然公園、長尾根丘陵、羊山丘陵などの広域的な視点から必要な緑地を保全するとともに、社寺林・屋敷林などの身近な緑の保全を図る。
	〈防災の機能〉 災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるために必要な公園や緑地等を配置する。
	〈環境負荷軽減の機能〉 樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上等の緑化などにより、大気汚染等の影響、ヒートアイランド現象の緩和を推進する。
	〈景観形成機能〉 田園や緑地、水辺空間などが形成する景観を保全・活用する。
	〈ふれあい提供の機能〉 公園や緑地等は、地域の状況を踏まえ、適切に配置し、整備することにより、レクリエーション機能の充実を図るとともに、緑とふれあう場を提供する。
	(3) 具体の公園・緑地の配置の方針 街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等